

答 申 第 102 号

平成14年9月30日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴 岡 稔 男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成11年7月30日付け学第249号の1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成11年7月8日付けで異議申立人から提起された「平成7・8・9年度の13学校法人の『消費収支計算書』『資金収支計算書』『貸借対照表』」の公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、次の部分については公開しないことができるものであるが、その余の部分については公開すべきである。

1 資金収支計算書及び資金収支内訳表

資産運用収入、資産売却収入、借入金等収入、前年度繰越支払資金、借入金等利息支出、借入金等返済支出、資産運用支出、次年度繰越支払資金の金額

非公開とした科目が他に一科目しか存在しない場合の資金収支内訳表の収入の部の計及び支出の部の計の金額

2 消費収支計算書及び消費収支内訳表

資産運用収入、資産売却差額、基本金組入額合計、消費収入の部合計、借入金等利息、資産処分差額、徴収不能額、当年度消費収入（支出）超過額、前年度繰越消費収入（支出）超過額、基本金取崩額及び翌年度繰越消費収入（支出）超過額の金額

非公開とした科目が他に一科目しか存在しない場合の帰属収入合計及び消費支出の部合計の金額

3 貸借対照表

貸借対照表中、有形固定資産（小科目を含む。）及び資産の部合計並びに負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計以外の金額

注記の減価償却額の累計額の合計額以外の部分

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成11年5月19日付け学第28号の6で行った学校法人〇〇学園ほか12学校法人（以下「本件学校法人」という。）及びその経営する高等学校の平成7年度から平成9年度の「資金収支計算書」、「消費収支計算書」及び「貸借対照表」（以下「本件文書」という。）の公

文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 総務庁行政監察局は、1996年に出した「高等教育に関する行政観察結果報告書」において、文部省に対し、「学校法人の会計経理の透明性を確保する観点から、学生の保護者等を含めた関係者に対し財務関係の書類を積極的に公開するよう学校法人を指導すること」とする勧告を行い、実施機関もこの勧告を踏まえて努力すると表明しているところである。

私立学校の財政は、国や県からの補助金が30パーセント以上を占め、残りは父母からの学費によりまかなわれているのであるから、それらの財務内容が学校関係者に公開されるのは当然である。

- (2) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第3号該当性について

ア 実施機関は、異議申立人の行った公文書公開請求に対し、「公開することにより、法人の競争上の地位、事業運営上の地位に不利益を与える」として、学校法人の「資金収支計算書」及び「消費収支計算書」に記載されている金額の一部を非公開とし、また、「貸借対照表」については記載されている金額の全てを非公開としている。

イ 本来、学校法人は他の法人と異なり、憲法や教育基本法に基づいて公的な教育制度の一環を担い、県知事の認可と私立学校審議会の承認がなければ設立できない極めて公共的性格の強い法人であって、それゆえに、公的な財政援助が保障され、「競争上の地位」からは一定程度離れた存在となっている。

私立学校の経営上、最も競争的と考えられる生徒の確保にしても、高等学校においては、公立と私立の収容比率が公立私立高等学校協議会で決められ、さらに、私立高等学校間においてもそれぞれ定員が決められて、それを遵守することになっている（県も定員遵守について指導している）のである。

ウ このように、学校法人は本来的に競争的存在ではないのであるから、その財務状況が公開されたとしても何ら不利益を与えることにはならず、少なくとも財務三表（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）の大科目の金額や合計額につい

ては一律に公開されなければならない。

- (3) 茨城県公文書公開審査会は財務三表について、「・・・(略)・・・大科目情報が一般に明らかになった場合に想定される学校法人の不利益は、社会通念上学校法人の受忍の限度の範囲内にあるものと考えられるので、大科目情報については、これを開示することとしても、学校法人の正当な利益を損なうことにはならないものと認められる。」として、大科目の金額について公開の判断を示しているところである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定は、本件学校法人及びその経営する高等学校の平成7年度から平成9年度の「資金収支計算書」、「消費収支計算書」及び「貸借対照表」の公文書公開請求に対するものである。

実施機関においては、学校法人が私立学校法に基づき設立される特別法人であり、その設置する私立学校は、本来的には公的な性格を有しつつも、なおその運営が自主的・自立的に行われることを考慮して、一部の情報について旧条例第11条第3号に該当すると判断したものである。

- 2 旧条例第11条第3号該当性について

- (1) 本号本文該当性について

ア 資金収支計算書（内訳表を含む）

資金収支計算書は、学校法人の資金活動の安全性を表示し、当年度の教育活動に対応するすべての資金の使いみち（資金支出）とこれに対する資金の調達（資金収入）を明らかにするものである。

ここに記録されている情報のうち、資産運用に係る科目、借入金に係る科目、設備関係に係る科目等の金額については、公開することにより、それぞれ学校法人の資産運用の規模・運用方法、借入金の規模、独自の経営方針等が明らかになるので、学校法人の競争上の地位、事業運営上の地位に不利益を与える情報であり、本号本文に該当する。

イ 消費収支計算書（内訳表を含む）

消費収支計算書は、学校法人の事業の採算性を表示し、当年度における人件費や諸経費などのいわゆるコストとそれに対する負債以外の収入とのバランスを見るも

のである。

ここに記録されている情報のうち、資産運用に係る科目、借入金に係る科目等の金額については、資金収支計算書のそれらと同様に、公開することにより、学校法人の競争上の地位、事業運営上の地位に不利益を与える情報であり、本号本文に該当する。

ウ 貸借対照表

貸借対照表は、作成日現在の学校法人の財政状態の健全性（累積負債、正味財産等の状況）や必要資産の保有状況を前年度対比で表示するものである。

- (ア) 固定資産及び流動資産の科目により構成される資産の部の金額は、公開することにより、学校法人の事業規模や資産規模が明らかになり、また前年度との増減状況も明らかになるので、そのすべてが学校法人の競争上の地位、事業運営上の地位に不利益を与える情報であり、本号本文に該当する。
- (イ) 固定負債及び流動負債の科目により構成される負債の部の金額は、公開することにより、学校法人の財政状況が明らかになり、また当年度の借入金額も明らかになるので、そのすべてが学校法人の競争上の地位、事業運営上の地位に不利益を与える情報であり、本号本文に該当する。
- (ウ) 基本金の部の金額は、公開することにより、学校法人の基本金の性質別金額と総額が明らかになり、また独自の経営方針も明らかになるので、そのすべてが学校法人の競争上の地位、事業運営上の地位に不利益を与える情報であり、本号本文に該当する。
- (エ) 消費収支差額の部の金額は、学校法人の単年度ごとの消費収支差額の累計金額を表示するものであり、公開することにより、経営状態の良否が明らかになるので、そのすべてが学校法人の競争上の地位、事業運営上の地位に不利益を与える情報であり、本号本文に該当する。

(2) 本号ただし書該当性について

本号ただし書イは、「事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報」、ただし書ロは、「違法又は不当な事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産及び生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報」、ただし書ハは、「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開

することが公益上必要であると認められるもの」の公開をそれぞれ規定しているが、アにおいて本号本文に該当するとした情報は、これらのいずれにも該当しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

- (1) 本件文書は、本件学校法人及びその経営する高等学校の平成7年度から平成9年度の「資金収支計算書」、「消費収支計算書」及び「貸借対照表」である。
- (2) その構成は、平成7年度から平成9年度ともすべて「資金収支計算書」及びその付属書類（「資金収支内訳表」・「人件費支出内訳表」）、「消費収支計算書」及びその付属書類（「消費収支内訳表」）並びに「貸借対照表」となっている。
- (3) その内容は、学校法人会計基準によれば次のとおりである。

ア 資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするために作成するものである。

イ 消費収支計算書は、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため作成するものである。

ウ 貸借対照表は、資産の部、負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部から構成され、資産、負債、基本金又は消費収支差額の科目ごとに、当該会計年度末の額が前会計年度の額と対比して記録されているものである。

2 実施機関が非公開とした部分は、小科目を含む大科目では次のとおりである。

(1) 資金収支計算書及び資金収支内訳表

ア 収入の部

資産運用収入、資産売却収入、事業収入、医療収入、借入金等収入、前年度繰越支払資金及び収入の部合計（資金収支内訳表にあつては計）の金額

イ 支出の部

借入金等利息支出、借入金等返済支出、施設関係支出、設備関係支出、資産運用支出、次年度繰越支払資金及び支出の部合計（資金収支内訳表にあつては計）の金額

(2) 消費収支計算書及び消費収支内訳表

ア 消費収入の部

資産運用収入、資産売却差額、事業収入、医療収入、帰属収入合計、基本金組入額合計及び消費収入の部合計の金額

イ 消費支出の部

借入金等利息、資産処分差額、徴収不能額、消費支出の部合計、当年度消費収入（支出）超過額、前年度繰越消費収入（支出）超過額、基本金取崩額及び翌年度繰越消費収入（支出）超過額の金額

(3) 貸借対照表

貸借対照表の金額の部分すべて、注記に記載されている記述及び金額すべて

3 旧条例第11条第3号該当性について

学校法人の財務計算書類に係る異議申立ての諮問については、既に平成12年7月21日付け答申第66号及び平成14年7月3日付け答申第88号があり、この答申先例は本件においても変更すべきところはないものと判断するので、以下、この例により本件文書の本号該当性について検討する。

(1) 本号本文該当性について

ア 資金収支計算書についての検討

(ア) 収入の部

a 実施機関が非公開とした部分のうち、資産運用収入、資産売却収入、借入金等収入及び前年度繰越支払資金の金額は通例、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

b その余の部分については、公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められない。

(イ) 支出の部

a 実施機関が非公開とした部分のうち、借入金等利息支出、借入金等返済支出、資産運用支出、次年度繰越支払資金の金額は通例、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

b その余の部分については、公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に

不利益を与えると認められない。

イ 資金収支内訳表についての検討

(ア) 収入の部

- a 前記ア(ア) aと同様、資産運用収入、資産売却収入及び借入金等収入の金額は通例、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。
- b 収入の部の計については、その金額のみをもって、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められないが、非公開とした科目が他に一科目しか存在しない場合には、当該科目の金額が逆算されてしまうことから事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。
- c その余の部分については、公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められない。

(イ) 支出の部

- a 前記ア(イ) aと同様、借入金等利息支出及び借入金等返済支出の金額は通例、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。
- b 支出の部の計については、前記(ア) bと同様、非公開とした科目が他に一科目しか存在しない場合には、当該科目の金額が逆算されてしまうことから事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。
- c その余の部分については、公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められない。

ウ 消費収支計算書についての検討

(ア) 消費収入の部

- a 実施機関が非公開とした部分のうち、資産運用収入、資産売却差額、基本金組入額合計及び消費収入の部合計の金額は、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。
- b 帰属収入合計については、前記イ(ア) bと同様、非公開とした科目が他に一

科目しか存在しない場合には、当該科目の金額が逆算されてしまうことから事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

c その余の部分については、公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められない。

(イ) 消費支出の部

a 実施機関が非公開とした部分のうち、借入金等利息、資産処分差額、徴収不能額、当年度消費収入（支出）超過額、前年度繰越消費収入（支出）超過額、基本金取崩額及び翌年度繰越消費収入（支出）超過額の金額は、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

b 消費支出の部合計については、前記イ(ア) bと同様、非公開とした科目が他に一科目しか存在しない場合には、当該科目の金額が逆算されてしまうことから事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

c その余の部分については、公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められない。

エ 消費収支内訳表についての検討

(ア) 消費収入の部

a 前記ウ(ア) aと同様、資産運用収入、資産売却差額、基本金組入額合計及び消費収入の部合計の金額は、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

b 帰属収入合計については、前記ウ(ア) bと同様、非公開とした科目が他に一科目しか存在しない場合には、当該科目の金額が逆算されてしまうことから事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

c その余の部分については、公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められない。

(イ) 消費支出の部

a 前記ウ(イ) aと同様、借入金等利息、資産処分差額及び徴収不能額の金額は、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認めら

れる。

b 消費支出の部合計については、前記ウ(イ) bと同様、非公開とした科目が他に一科目しか存在しない場合には、当該科目の金額が逆算されてしまうことから事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

c その他の部分については、公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められない。

カ 貸借対照表についての検討

貸借対照表中の、有形固定資産（小科目を含む。）及び資産の部合計以外の資産の部、負債の部、基本金の部並びに消費収支差額の部の金額は、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

また、注記の減価償却額の累計額の合計額以外の記述及び金額は、高度の内部管理的な事項として取り扱われると認められるので、このような部分を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

その他の部分については、公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められない。

(2) 本号ただし書該当性について

(1)において、本号本文に該当するとした部分は本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) 異議申立人は本件文書の大科目の金額を公開すべきであると主張するので以下に検討する。

確かに、大科目の金額のみを一律に公開しても、資金の流れや財政状況のすべてが明らかになるわけではなく、相当程度限定したものになると考えられるが、本件文書については、すでに本件決定において、大部分の科目（小科目を含む）の金額を公開しているところであり、これに加えて大科目をすべて公開することとした場合には、本件文書のほとんどの金額が明らかとなると考えられ、たとえ本件学校法人が公共性を有しているとしても、これらを公開することが受忍の限度の範囲内であるとは断定できない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした部分のうち、次に掲げる部分は旧条例第11

条第3号に該当し公開しないことができるが、その余の部分は公開すべきである。

(1) 資金収支計算書及び資金収支内訳表

資産運用収入、資産売却収入、借入金等収入、前年度繰越支払資金、借入金等利息支出、借入金等返済支出、資産運用支出、次年度繰越支払資金の金額

非公開とした科目が他に一科目しか存在しない場合の資金収支内訳表の収入の部の計及び支出の部の計の金額

(2) 消費収支計算書及び消費収支内訳表

資産運用収入、資産売却差額、基本金組入額合計、消費収入の部合計、借入金等利息、資産処分差額、徴収不能額、当年度消費収入（支出）超過額、前年度繰越消費収入（支出）超過額、基本金取崩額及び翌年度繰越消費収入（支出）超過額の金額

非公開とした科目が他に一科目しか存在しない場合の帰属収入合計及び消費支出の部合計の金額

(3) 貸借対照表

貸借対照表中、有形固定資産（小科目を含む。）及び資産の部合計並びに負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計以外の金額

注記の減価償却額の累計額の合計額以外の部分

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
11. 7. 30	諮問書の受理
11. 9. 13	実施機関の理由説明書の受理
11. 10. 19	異議申立人の意見書の受理
12. 9. 8	審議
14. 7. 17	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
佐野善房	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年7月17日現在)